

1963年3月30日(第2頁目)

- 1. 開議並びに散会時刻(午前10時32分~午後9時15分)
- 2. 出席議員は次のとおりである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久 彦太郎	2番	比 嘉 定 亮	9番	天 久 盛 雄
4番	安次富 盛 信	5番	石 川 真 六	6番	仲 村 春 果
7番	稻 嶺 正 康	9番	安 里 安 晴	10番	又 吉 正 弘
11番	石 川 繁	12番	大 川 昇	13番	伊 佐 真 壽
14番	仲 村 喜 水	15番	宮 城 盛 昌	16番	宮 里 敏 行
17番	伊 佐 真 壽	19番	武 島 行 男	20番	仲 村 盛 光
21番	古波蔵 清次郎				

- 3. 欠席議員は次のとおりである。

8番 石 田 英 正 18番 中 里 幸 助

- 4. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長 仲 村 春 勝 助役 具 屋 真 徳 収入役 仲 村 春 松
 総務課長 松川 正 義 財政課長 当山 全 喜 経済課長 沢 し 安 一
 建設課長 島 峻 昌 兼 水道課長 眞 里 哲 俊

- 5. 本会議の書記は次のとおりである。

書記長 松 川 正 義 書記 照 屋 謙 伊 佐 正 義

- 6. 議事日程は次のとおりである。

- 日程第1. 陳情第3号, 行政区画設置審処方について。
- 日程第2. 陳情第4号, 行政区画設置審処方について。
- 日程第3. 報告第1号, 行政区画設置特別委員会の審査報告(諮問第11号, 行政区画設置審の設置について)
- 日程第4. 報告第2号, 行政区画設置特別委員会の審査報告(陳情第2号, 行政区画設置審処方について)

1963年3月30日(第2日目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時32分~午後9時15分)

2. 出席議員は次のとおりである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久 豪太郎	2番	比嘉 定亮	3番	天久 盛雄
4番	安次富 盛信	5番	石川 真六	6番	仲村 春果
7番	稻嶺 正康	9番	安里 安明	10番	又吉 正弘
11番	石川 繁	12番	大川 昇	13番	伊佐 真得
14番	仲村 喜永	15番	宮城 盛昌	16番	宮里 敏行
17番	伊佐 貞寿	19番	武島 行男	20番	仲村 盛光
21番	古波藏 清次郎				

3. 欠席議員は次のとおりである。

8番 石田 英正 18番 中里 幸助

4. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長 仲村 春勝 助役 呉屋 真徳 収入役 仲村 春松
総務課長 松川 正義 財政課長 当山 全喜 経済課長 沢し 安一
建設課長 島袋 昌兼 水道課長 奥里 将俊

5. 本会議の書記は次のとおりである。

書記長 松川 正義 書記 照屋 毅・伊佐 正義

6. 議事日程は次のとおりである。

日程第1. 陳情第3号, 行政区画設置善処方について。
日程第2. 陳情第4号, 行政区画設置善処方について。
日程第3. 報告第1号, 行政区画設置特別委員会の審査報告(諮問第11号, 行政区画設置規程の設定について)
日程第4. 報告第2号, 行政区画設置特別委員会の審査報告(陳情第2号, 行政区画設置善処方について)

目程第5、報告第3号、本土研修視察報告について。

目程第6、決議案第2号、干害対策委員会設置方要請決議について

7. 会 議 の 順 末

議 長～出席16名であります。市町村自治法第53条の規定によつて議会は成立致しますので、只今より第2回の会議を開きます。
(午前10時32分)

議 長～暫休憩致します。(午前10時33分)

議 長～再開致します。(午前10時35分)

議 長～目程第1、陳情第3号、行政区画設置善処方についてと、目程第2、陳情第4号、行政区画設置善処方については相関連致しますので、一括して議題と致します。
本案は昨日質疑の段階において継続審議になつておりましたので、引続き質疑を求めます。

議 長～本案については、關係者と呼んでありますので、休憩をして關係者の趣旨説明を取扱したいと思ひますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

議 長～御異議がないものと認め、休憩をして關係者の趣旨説明を取扱することに致します。

議 長～暫休憩致します。(午前10時36分)

議 長～再開致します。(午前11時35分)

議 長～12番議員の出席を報告す。

議 長～これを以つて關係者の趣旨説明を終ることに致します。

佐其下区長～陳情第3号、行政区画設置善処方については撤回したいと思ひますので、宜しくお願ひ致します。

議 長～暫休憩致します。(午前11時37分)

議 長～再開致します。(午前11時38分)

目程第5. 報告第3号, 本土研修視察報告について.

目程第6. 決議案第2号, 干害対策委員会設置方要請決議について

7. 会議の顛末

議長～出席16名であります。市町村自治法第53条の規定によつて議会は成立致しますので、只今より第2目の会議を開きます。
(午前10時32分)

議長～暫休憩致します。(午前10時33分)

議長～再開致します。(午前10時35分)

議長～目程第1. 陳情第3号, 行政区画設置善処方についてと, 目程第2. 陳情第4号, 行政区画設置善処方については合關連致しますので、一括して議題と致します。
本案は昨日質疑の段階において継続審議になつておりましたので、引続き質疑を求めます。

議長～本案については、關係者と呼んでありますので、休憩をして關係者の趣旨説明を聴取したいと思ひますが、御異議ございせんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

議長～御異議がないものと認め、休憩をして關係者の趣旨説明を聴取することに致します。

議長～暫休憩致します。(午前10時36分)

議長～再開致します。(午前11時35分)

議長～12番議員の出席を報告す。

議長～これを以つて關係者の趣旨説明を終ることに致します。

佐真下区長～陳情第3号, 行政区画設置善処方については撤回したいと思ひますので、宜しくお願ひ致します。

議長～暫休憩致します。(午前11時37分)

議長～再開致します。(午前11時38分)

議 長～只今陳情者より、陳情第3号、行政区画設置審処方については撤回したいとのことでありますが、撤回して良いかどうかお語り致します。

(異議なしと呼ぶものあり)

議 長～5番議員の出席を報告す。

議 長～御異議がないものと認め、陳情第3号行政区画設置審処方については、撤回することに致します。

議 長～お語り致します。陳情第4号行政区画設置審処方については、質疑の段階において継続審議に付したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

議 長～御異議がないものと認め、陳情第4号、行政区画設置審処方については、質疑の段階において継続審議と致します。

議 長～暫休憩致します。(午前11時39分)

議 長～再開致します。(午後2時8分)

議 長～目録第3、報告第1号行政区画設置特別委員会審査報告書(諮問第11号、行政区画設置規程の設定について)
目録第4、報告第2号、行政区画設置特別委員会審査報告書(陳情第2号、行政区画設置審処方について)は関連致しますので、一括して議題と致します。
本案については、質疑の段階において継続審議になっておりましたので、作目を引き続き質疑を願います。

議 長～暫休憩致します。(午後2時14分)

議 長～4番議員の出席を報告致します。

議 長～再開致します。(午後4時)

議 長～只今定刻4時であります。目録が未定済っておりませんので、時間延長をしたいと思います。御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

議 長～只今陳情者より、陳情第3号、行政区画設置善処方については撤回したいとのことではありますが、撤回して良いかどうかお諮り致します。

(異議なしと呼ぶものあり)

議 長～5番議員の出席を報告す。

議 長～御異議がないものと認め、陳情第3号行政区画設置善処方については、撤回することに致します。

議 長～お諮り致します。陳情第4号行政区画設置善処方については、質疑の段階において継続審議に付したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

議 長～御異議がないものと認め、陳情第4号、行政区画設置善処方については、質疑の段階において継続審議と致します。

議 長～暫休憩致します。(午前11時39分)

議 長～再開致します。(午後2時8分)

議 長～**日程第3. 報告第1号行政区画設置特別委員会審査報告書(諮問第11号、行政区画設置規程の設定について)**
日程第4. 報告第2号、行政区画設置特別委員会審査報告書(陳情第2号、行政区画設置善処方について)は関連致しますので、一括して議題と致します。
本案については、質疑の段階において継続審議になっておりましたので、作目引き続き質疑を願います。

議 長～暫休憩致します。(午後2時14分)

議 長～4番議員の出席を報告致します。

議 長～再開致します。(午後4時)

議 長～只今定刻4時であります。日程が未だ終つておりませんので、時間延長をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

議 長～御異がないものと認め、時間延長をすることに決定致します。

議 長～暫休致します。(午後4時1分)

議 長～再開致します。(午後4時50分)

議 長～これを以つて委員長に対する質疑を終ることに致します。

5 番～この附帯意見の中に来期の予算年度中に現在行なわれている委託制度については、再諮問すると云うような内容でありますがこの問題と関連して今まで審査を行つて来た。委員会で私が来期の予算年度中に現在行なわれている委託制度は、今後も続行するかどうか、再諮問する考へがあるかどうかを質問した処、市長は再諮問をする考へであると云うような答弁をされておりますが、現在においても、それに変わりはありませんか。

市 長～現在の制度については、再諮問する考へであります。

議 長～本案は陳情第4号とも関連致しますので、質疑の段階において継続審議に付すことに致します。

議 長～先に継続審議になつておりました陳情第4号、行政区画設置審処方についてを議題と致します。本陳情については、質疑の段階において継続審議になつておりましたので、引続き質疑を願います。

4 番～数陳情は当局にも来ていると云うことではありますが、此の文面の中にある冷却期間について、当局の見解を伺いたい。

市 長～陳情者に聞いたら、良く話し合つてこれがうまく行くように準備の期間をあたえてほしいと云うこととあります。

4 番～準備期間と云うことではありますが、この期間案が答申されると、直ぐその仕事に取りかかると思いますが、その準備期間をどの程度置けば両方を合併する事が出来るか。

市 長～その期間は何時までであるかは聞いておりません。

3 番～陳情第4号の内容を検討されたかどうか、つまり陳情の内容は従来の部落をそのまま設置して呉れとのことだと想うが、(見直しと呼ぶものあり)

議長～御異がないものと認め、時間延長をすることに決定致します。

議長～暫休憩致します。(午後4時1分)

議長～再開致します。(午後4時50分)

議長～これを以つて委員長に対する質疑を終ることに致します。

5 番～この附帯意見の申に来期の予算年度中に現在行なわれている委託制度については、再諮問すると云うような内容でありますがこの問題と関連して今まで審査を行つて来た。
委員会で私が来期の予算年度中に現在行なわれている委託制度は、今後も続行するかどうか。再諮問する考へがあるかどうかを質問した処、市長は再諮問をする考へであると云うような答弁をされておりますが、現在においても、それに変わりはありませんか。

市長～現在の制度については、再諮問する考へであります。

議長～本案は陳情第4号とも関連致しますので、質疑の段階において継続審議に付すことに致します。

議長～先に継続審議になつておりました陳情第4号、行政区画設置善処方についてを議題と致します。
本陳情については、質疑の段階において継続審議になつておりましたので、引続き質疑を願います。

4 番～該陳情は当局にも来ていると云うことではありますが、此の文面の中にある冷却期間について、当局の見解を伺いたい。

市長～陳情者に聞いたら、良く話し合つてこれがうまく行くように準備の期間をあたえてほしいと云うことであります。

4 番～準備期間と云うことではありますが、この諮問案が答申されると、直ぐその仕事に取りかかると思いますが、その準備期間をどの程度置けば両方を合併する事が出来るか。

市長～その期間は何時までであるかは聞いておりません。

3 番～陳情第4号の内容を検討されたかどうか、つまり陳情の内容は従来の部落をそのまま設置して呉れとのことだと思うが。

市 長～陳情第3号を出して、これが出来なければ、これにしてもらいたと云うことで、陳情第4号が出されている。

議 長～暫休致します。(午後5時)

議 長～再開致します。(午後5時3分)

3 番～佐真下の区長からも説明がありました様に、当届実は佐真下を2分する形~~※~~になつていますが、それでは困ると、是非合併するにはう部落一丸となつて合併せねばいかないと云う事ではないかと思つたが、その場合往來の対立感が出ないかどうか、往來感約になつていたので、部落を藉集してから合したいとの意向のようでありますが、その点について、どうお考えになるか

市 長～お互に良く話し合えば、良くなるのであつて、悪くはならないと思つて。

議 長～暫休致します。(午後5時10分)

議 長～再開致します。(午後5時50分)

4 番～行政区画を再編しようとする意よくをそんな重しにして、問題になる部落においては、或一定期間(3ヶ月～5ヶ月)内において、充分処理してもらふ事を認めてやつたらと思つて。

9 番～区画については、往來の境界線を分明なる線であるとする事でありますが、最も分明なる線と云う事と、人口等も考へてやると思つたが、今ウツの線が出て、委員会も見ておられますが、委員会の線がはつきりした案であると思つたので、委員会案を強調したいと思つて。

議 長～陳情第4号については、質疑を打ち切りなと思つてますが、御異議ございせんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

議 長～御異議がないものと認め、本陳情に対する質疑を打ち切ることに致します。

議 長～陳情第4号、行政区画設置善処方についてを、採択するかどうかお諮り致します。

議 長～採択することに御異議ございせんか。

市長～陳情第3号を出して、これが出来なければ、これにしてもらいたと云うことで、陳情第4号が出されている。

議長～暫休憩致します。(午後5時)

議長～再開致します。(午後5時3分)

3番～佐真下の区長からも説明がありました様に、当局案は佐真下を2分する形ちになつて居るが、それでは困ると、是非合併するには部落一丸となつて合併せねばいかないと云う事ではないかと思うが、その場合従来の体立感情が出ないかどうか。従来感情的になつていたので、部落を結集してから合したいとの意向のようではありますが、その点について、どうお考えになるか

市長～お互に良く話し合えば、良くなるのであつて、悪くはならないと思ひます。

議長～暫休憩致します。(午後5時10分)

議長～再開致します。(午後5時50分)

4番～行政区画を再編しようと云う意よくをそん重しませて、問題になる部落においては、或一定期間(3ヶ月～5ヶ月)内において、充分処理してもらふ事を認めてやつたらと思ひます。

9番～区画については、従来の境界線を分明なる線でやると云う事がありますが、最も分明なる線と云う事と、人口等も考へてやると思ふが、今3つの線が出て、委員会も見ておりますが、委員会の線がはつきりした様であると思ふので、委員会案を強調したいと思ひます。

議長～陳情第4号については、質疑を打切りたいと思ひますが、御異議ございませぬか。

(異議なしと呼ぶものあり)

議長～御異議がないものと認め、本陳情に対する質疑を打切ることに致します。

議長～陳情第4号、行政区画設置善処方についてを、採択するかどうかお語り致します。

議長～採択することに御異議ございませぬか。

(異議なしと呼ぶものあり)

議 長～御異議がないものと認め、陳情第4号、行政区画設置審処方についてを、採択することに決定致します。

議 長～先に継続審議になっておりました、報告第2号(陳情第2号、行政区画設置審処方について)を議題と致します。
本案については、質疑の段階において継続審議になっておりましたので、引き続き質疑を願います。

議 長～留休致致します。(午後5時58分)

議 長～再開致します。(午後6時17分)

議 長～質疑はありますか、なければ質疑を打切たいと思いますが、
(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、本案に対する質疑を打切ることに致します。

議 長～では報告第2号(原案第2号、行政区画設置審処方について)討論を求めます。

4番～委員会案に賛成であります。よつて本陳情は採択すべきであると云うこととあります。
理由を申し上げますと、本陳情の趣旨は市当局が行う処の行政区の再編にともなう地域住民の要望であります。この陳情の趣旨を検討した場合に、今後の行政運営に對しまして、当局的案通りやられた場合は未編行政の事務処理に支障を来たすと、尚地域社会の活動が、その当局面に決定した場合に相当低調になるおそれがあると云う様な理由も上げられております。そこで委員会も此の現状をつぶさに調査致しました。此の陳情を採択する事によつて今後の行政効果があがると、それにとりもなつて地域住民の利便を図ると云う様な問題になつて、この陳情が妥当な陳情であると云う様に受け取つたわけでありまして、従いまして、この陳情は採択すべきである。

議 長～外にありませんか、なければ討論を打ち切りたいと思うが、

(異議なしと呼ぶものあり)

(異議なしと呼ぶものあり)

議 長～御異議がないものと認め、陳情第4号、行政区画設置善処方についてを、採択することに決定致します。

議 長～先に継続審議になつておりました、報告第2号(陳情第2号、行政区画設置善処方について)を議題と致します。
本案については、質疑の段階において継続審議になつておりましたので、引き続き質疑を願います。

議 長～暫休憩致します。(午後5時58分)

議 長～再開致します。(午後6時17分)

議 長～質疑はありませんか、なければ質疑を打切りたいと思いますが、

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、本案に対する質疑を打切ることに致します。

議 長～では報告第2号(陳情第2号、行政区画設置善処方について)討論を求めます。

4 番～委員会案に賛成であります。よつて本陳情は採択すべきであると云うことであります。

理由を申し上げますと、本陳情の趣旨は市当局が行う処の行政区の再編にともなう地域住民の要望であります。この陳情の趣旨を検討した場合に、今後の行政運営に對しまして、当局の案通りやられた場合は末端行政の事務処理に支障を来たすと、尚地域社会の活動が、その当局案に決定した場合に相当低調になるおそれがあると云う様な理由も上げられております、そこで委員会も此の実状をつぶさに調査致しました、此の陳情を採択する事によつて今後の行政効果があがると、それにとりなつて地域住民の利便を図ると云う様な問題になつて、この陳情が妥当な陳情であると云う様に受け取つたわけでありまして、従いまして、この陳情は採択すべきである。

議 長～外にありませんか、なければ討論を打ち切りたいと思うが。

(異議なしと呼ぶものあり)

議 長～御異議がないものと認め、討論を打切ることに致します。

議 長～では報告第2号、(陳情第2号行政区画設置審処方につて)を表決に付します。

議 長～委員会案通り採択することに御異議御座いませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

議 長～御異議がないものと認め、報告第2号(陳情第2号、行政区画設置審処方について)を委員会案通り採択することに決定致します。

議 長～暫休致します。(午後6時24分)

議 長～再開致します。(午後6時26分)

議 長～先に総務審議になつておりました、報告第1号(諮問第11号行政区画設置規程の設定について)を議題と致します。
本案については、質疑の段階において総務審議になつておりましたので、引き続き質疑を願います。

1 番～本案については、質疑も大体つくされたと思いますので、質疑打切の動議を提出致します。

(賛成と呼ぶものあり)

議 長～只今の動議は所定の賛成者がありましたので、動議は成立致しました、動議のとおり質疑を打切ることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

議 長～御異議がないので、本案に対する質疑を打切ることに致します。

13番～修正動議を提出致します。

陳情第4号、行政区画設置審処方陳情については、先に採択されましたので、当然修正されるべきであると思います。
委員会案からすると学校入口からとなつておりますので、陳情通り委員会案を一部修正したい。

(賛成と呼ぶものあり)

議 長～只今の動議は所定の賛成者がありましたので、動議は成立致しま

議 長～御異議がないものと認め、討論を打切ることに致します。

議 長～では報告第2号、(陳情第2号行政区画設置善処方につて)を表決に付します。

議 長～委員会案通り採択することに御異議御座いませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

議 長～御異議がないものと認め、報告第2号(陳情第2号、行政区画設置善処方について)を委員会案通り採択することに決定致します。

議 長～暫休憩致します。(午後6時24分)

議 長～再開致します。(午後6時26分)

議 長～先に継続審議になつておりました、報告第1号(諮問第11号行政区画設置規程の設定について)を議題と致します。
本案については、質疑の段階において継続審議になつておりましたので、引き続き質疑を願います。

1 番～本案につては、質疑も大体つくされたと思いますので、質疑打切の動議を提出致します。

(賛成と呼ぶものあり)

議 長～只今の動議は所定の賛成者がありましたので、動議は成立致しました、動議のとおり質疑を打切ることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

議 長～御異議がないので、本案に対する質疑を打切ることに致します。

13番～修正動議を提出致します。

陳情第4号、行政区画設置善処方陳情については、先に採択されましたので、当然修正されるべきであると思います。

委員会案からすると学校入口からとなつておりますので、陳情通り委員会案の一部修正したい。

(賛成と呼ぶものあり)

議 長～只今の動議は所定の賛成者がありましたので、動議は成立致しま

した。

議 長～暫休憩致します。(午後6時40分)

議 長～再開致します。(午後6時55分)

議 長～委員会案の一部修正する案に対して質疑を求めます。

9 番～この案は陳情書の処理方法の理由で出されたのか、それとも此れを加えて修正案として出されたのか。

13 番～陳情第4号、行政区画設置審処方については、先に採択されましたので、当然修正すべきである。

議 長～外にありませんか、なければ質疑を打ち切りたいと思いますが。

(異議なしと呼ぶものあり)

議 長～御異議がないものと認め、本案に対する質疑を打ち切ることに致します。

議 長～暫休憩致します。(午後6時58分)

議 長～再開致します。(午後7時)

議 長～では委員会案の一部を修正する案に対する討論を求めます。

19 番～委員会の一部修正案、委員会の一部修正案の一部修正案、原案に対して反対であります。

理由は原案を始め、この区画をされたものを見ますと、あくまでも地域性と、地域性はむかしながらのしゅう落を単位とした処のいわゆる字を単位にしている、又分明なる線と云う事をかかっています、はたして区画されたものが分明なる線であるかどうかと、それに対し疑問をもっております。従来、未端行政の有り方、それは1つのしゅう落を単位とした処のもので、未端行政はおんぶされたかつこうである、この部寄を単位とした部寄自治と云う事は従来非常に疑問をもっていますが申し上げるは、この部寄において、個人的なつながりがある、未端行政に利用されたというかつこうになつてはいますが、今後このしゅう落がすべてにおいて、むかしから云う処の寄り合い世帯と云う概念が非常にあり、

した。

議長～暫休憩致します。(午後6時40分)

議長～再開致します。(午後6時55分)

議長～委員会案を一部修正する案に対して質疑を求めます。

9番～この案は陳情書の処理方法の理由で出されたのか、それとも此れを加えて修正案として出されたのか。

13番～陳情第4号、行政区画設置善処方については、先に採択されましたので、当然修正すべきである。

議長～外にありませんか、なければ質疑を打ち切りたいと思いますが。

(異議なしと呼ぶものあり)

議長～御異議がないものと認め、本案に対する質疑を打ち切ることに致します。

議長～暫休憩致します。(午後6時58分)

議長～再開致します。(午後7時)

議長～では委員会案の一部を修正する案に対する討論を求めます。

19番～委員会の一部修正案、委員会の一部修正案の一部修正案、原案に対して反対であります。

理由は原案を始め、この区画をされたものを見ますと、あくまでも地域性と、地域性はむかしながらのしゅう落を単位とした処のいわゆる字を単位にしたやつていて、又分明なる線と云う事をおかかっています。はたして区画されたものが分明なる線であるかどうかと、それに対し疑問をもっております。

従来の末端行政の有り方、それは1つのしゅう落を単位とした処のもので、末端行政はおんぶされたかつこうである。この部落を単位とした部落自治と云う事は将来非常に疑問をもっていますと申し上げますのは、この部落において、個人的なつながりがあつて、末端行政に利用されたといふかつこうになつてはいますが、今後このしゅう落がすべてにおいて、むかしから云う処の寄り合い世帯と云う様なかんかくが非常にあります。

今後の行政運営をする上において、こう云ふ状態にしたことが、はたして妥当かどうか、疑問をもつております。
 今後の末端行政の有り方を考へた場合1つの単独地域、或は隣組と云う様な小さい組織を作りまして、そこに班長、或は自治会長と云う有り方で末端行政はスムーズに行くと思つております。
 行政区画をして、ここはこうであるとしなくても良いと思つております。

13 答～私の見た所では、そう長い期間ではないと考えます。佐賀下区長、一般の気を静める間、わずかの間だから考慮してくれと云う内々の相談もありましたので、近い将来真珠原と1つになると云うことを私は確信して委員会の一部修正案を一部修正することに賛成致します。

1 答～本市を区画して行政を行う事については、本問題の重要性から特別委員会を構成して同委員会に附託になつておりますが、同委員会の審査の結果、本議会に提出された報告書の通り、その審査を経て来たのであります。

私はこの委員会に属している1人として、同委員会の修正案の一部修正案に対しまして自己の意に反する意味をもつて反対をするものであります。本論に入る前に、当報告書には留保した少数意見は明らかになかつたと云つておられますが、これにつきましては少数意見を認めて申し上げなければなりません。当委員会では、終始一貫真珠原案及び修正案に対し反対して来たものであります。これは先般念した事、当委員会が議決を行つた3月15日、16日の委員会に欠席したため、自己の意見が保留されず、該報告書の通り留保された少数意見はなかつたと云う報告書の結果になつておりました。この点あらかじめ御了承願ひたいと思ひます。

さて委員会はこの案件を如何なる方法で審査したか、先ず行政区を設けずその意味をばり下げた後附を加工したのであります。この根本問題について御説明申し上げたいと思ひます。この附託された案件が、去つた3月2月の附託内容の答申によつて成立したものである以上、区画すると云う附託条件を加えて、審査を広げる事は当委員会の越権行為である考え方と、更に区画そのものは、末端行政のしん遣と端政に対する市民の意志を反映せしめて末端行政事務の便宜を図り、市行政能力を高めると云う根本的な念である以上、その根本問題をばり下げ区画する自体適切であるが、更に外に良い制度はないかどうか検討することは御承知の通りでなく、むしろ本問題の性格から当然ばり下げた後附を加工して審査する方がなつて、各委員の相互調査した処、本問題を根本的に審査するに云う事になつたのであります。この附託された報告書にある通り那覇市、コサ市

今後の行政運営をする上において、こう云ふ状態にしたことが、はたして妥当かどうか、疑問をもっております。
今後の末端行政の有り方を考へた場合1ツの単独地域、或は隣組と云う様な小さい組織を作りまして、そこに班長、或は自治会長と云う有り方で末端行政はスムーズに行くと思つております。
行政区画をして、ここはこうであるとしなくても良いと思ふのであります。

13番～私の見た所では、そう長い期間ではないと考えます。佐真下区民、一般の気を静める間、わずかの間だから考慮してくれと云う内々の相談もありましたので、近い将来真栄原と1ツになると云うことを私は確信して委員会の一部修正案を一部修正することに賛成致します。

1番～本市を区画して行政を行う事については、本問題の重要性から特別委員会を構成して同委員会に附託になつておりますが、同委員会の審査の結果、本議会に提出された報告書の通り、その審査を経て来たのであります。

私はこの委員会に属している1人として、同委員会の修正案の一部修正案に対しまして自己の意に反する意味をもつて反対をするものであります。本論に入る前に、当報告書には留保した少数意見はなかつたとなつておりますが、これにつきましては少々事情を説明申し上げます。終始一貫原案及び修正案に対し反対して来たものであります。はなはだ残念な事に当委員会が表決を行つた5月15日、16日の委員会に欠席したため、自己の意見が保留されず、該報告書の通り留保された少数意見はなかつたと云う報告書の結果になつておりました。この点あらかじめ御了承願ひたいと思ひます。

さて委員会はこの案件を如何なる方法で審査したか、先ず行政区を設置するその意義をほり下げて検討を加えたのであります。この根本問題について御説明申し上げたいと思ひます。該委員会に附託された案件が、去つた12月の諮問内容の答申によつて成立したものである以上、区画すると云う前提条件を加えて、審査を広げる事は当委員会の越権行為である考へ方と、更に区画そのものは、末端行政のしん透と施政に対する市民の意を反映せしめて末端行政事務の便宜を図り、市行政能力を高めると云う根本理念である以上、その根本問題をほり下げて区画する自体適切であるが、更に外に良い制度はないか、どうか検討すること自体は何んぞ越権でなく、むしろ本問題の性格から当然ほり下げて審査すると云う考へ方になつて、各委員のお互調査した処、本問題を根本的に審査すると云う事になつたのであります。かくして委員会と致しましては、報告書にある通り那覇市、コザ市

にて中止制は法よお、で
 審の米陽受うて方しと、
 のしかれも動加ぬと武のま
 をま前ごとをけしこを語り
 、り以降市付わるく用め
 かあは以奉会、行あや約で
 るもで、社はをがし法
 いにい1り等て政部の方
 て香お月お何い行問のそ
 れ報に7て、つ編のッ、査
 わの百るつは、未ッ2は審
 本長編米なて件、2のて同
 取はが過る提特の方処にし
 り要、合事とに機法、つて
 取はが過る提特の方処にし
 う給すの切商、米のた件にし
 のそさうに機法、つて
 と、は、爾び云固編米すは
 がす、く採及とを米をりいす
 政文は先の平主の並あつすは
 行りてで度政つ区命督てにい
 編あいに編うか政任りけ道順
 米でつは官伴な行政はわのし
 のくに編当にあ、市したく許
 けた編区担止なす核をつや
 おつ詳政て隔もま直点やしに
 にな、行し就とさとうり解
 けた編区担止なす核をつや
 おつ詳政て隔もま直点やしに
 にな、行し就とさとうり解
 けた編区担止なす核をつや
 おつ詳政て隔もま直点やしに
 にな、行し就とさとうり解

における末端行政がどのように取り扱われているか、その視察になつたのであります。その結果は委員長の報告にもありましたので、詳細については、はぶきますが、那覇市においては以前から末端行政区画はしてなく、コザ市の場合も来る7月1日以降これを廃止して担当官制度の採用にふみ切る事になつており、各市とも区長制度廃止に伴う改革及び機構の前提としては、何等社会的な動向はともなはなかつた云う事で、特に本件については、付け加えておきます。行政区画を画して従来の機構、末端行政を行はしめる方法と直接市長任命の末端行政官の方法と2つの問題があることにしよう点をしほり審査を進めました処、その2つの解しやくを次のとおりやつたわけでありまして、本件については、その法的用語の適と、解しやくの適については、別として、同審査の方法でありますので特別にお許し願います。

先づ前者の末端行政区画を設置して、末端行政を行うことの意義であります。この問題については、本諮問案件のしめる意義のもので、一定の地域を区画し、その地域に居住している住民の意義に基づき、末端行政の実態をその自治体と直結した市行政の機構を凶ると云うのが、そのこつしに立つており、その行政担当官は当然その地域住民から選ばれるもので、市長が直接任命出来ないものである従つて去つた議案に提出されました区長制度廃止に伴う取り扱ひについて諮問案件の中の区長制度に替へるべき案の第1案に該当するものである。従つてその前にはそのものの維持が大きく比重を置いて、区画、制度共に表裏一体をなすものであり、その2、3、4の案の担当官と云うのは考えられないと云う事でありました。処が後者におきましては、市直接任命の担当官を置く場合には行政区画を画さなくても良い。行政を行うための受持担当区であつて、市の考えでは担当区の変更は容易になし得ると。採用する場合は当初から行政区画する必要は全く考えられないと云う前者と相対する意義づけをなして、その意義に基づいて当委員会は、5月16日まで審査を続けたのであります。以上2つの考え方を定義づけて来た關係上、私の論旨もこれに成り立っていますので先づ御了解願ひまして、本論に入ります。

先づ本諮問案件の行政区画設置について論評を加えたいと思ひます。本規定の第1条に本市は福祉増成のしん透と、市政に対する市民の意志反映を凶り、事務処理を便宜にするため、市全域を適当に区画し、末端行政地区を制定するとあり、末端行政区の確立を先づ区画する事に重点をおいて、その区画の上に制度を求むべく、第3条に市行政を執行するために各地区に行政担当官を配置し、又は委託の必要がある場合は別に定める処により市長が、これを置く事があるとうたわれてあるが、この第1条と第3条の關連から考えますと第1条の区画設置そのものは不動のものとして、半恒久的な意義を含

め、行政機構の制度そのものは行政区の上にもいくらかでも改正し、立てると云うことが出来ると云うことになり、区画あつての制度と云う本規程の意義がうたがわれるのであります。しかしながら委員会におきましては、行政区の意義及び担当区の意義をおのずと分明解しやくしてあり、その見地から致しますと、行政区画の上に担当官制度は考えられなくなる。

担当官制度に行政区設置は考えられないと云う結論になつてゐるので、本規程はむじゆんする事がわかるのであります。

実際問題として、末端行政機構制度が優先されるべき性質のもので、制度の有様方如何によつては、この担当官的設置の内容が変更する事は、白明の理由であります。末端行政機構の確立を期するには、その制度を先に確立すべきでありまして、その制度にもつとも適した区画をなすのが順をおうた考え方と云うのであります。従つて区画設置の本規程も先づ制度の有り方を何にすべきで、該規程には賛成出来ないであります。

この考え方につきましては、執行当局の考え方についても、うなづける点があります。即ち当局も区画の成立前に制度の有り方を考へておつた事実が御座います。委員会でその考え方を参考意見として聞いた処、実質的には区画を設けず前提条件としては、現状の委託契約制度を存続せしめると云う事を委員会において表現してゐるのであります。即ち執行当局は末端行政機構の制度については、固らん念をもつていて、それに順じた区画案を出したものと考へられるのであります。さてここに去つた12月の本会議において答へ申した区長制度に替へるべき制度の第5案、委託契約制度の採用につきましては、現段階における暫定的制度として認められたものでありまして、本年7月以降は新しい制度が打ち出れるべく期待した設定であつたが、7月以降より施行される半恒久的本市の末端行政機構の有り方において、暫定的有り方の委託制度を継続採用する事は、本市機構改革の千載一遇のチャンスを失ひ市政の前進を停とんせしめるものとして誠にいかんと思つておる次第で御座います。更に同報告の附帯意見として来期予算年度中に制度の有り方について再検討を加へ、本議会に諮問する事を要望し、委員会においても市長の考え方を確認しております。その短期間のために改革をいく度も余直なく施行されると云う事は人心の不安をじよ憂せしめて、ひたすらに行政機能をマヒせしめる結果ともなりますので、けん明な施策とはいへないのであります。

では次に諮問内容の行政区画そのものについて詳説致したいと思ひます。区画制度そのものは、既に母法でも従来施行された100条が全面的に削除されておりました。区画そのこと自体及び区長制度をもうけること自体を全面的に廃止する指針をあたへてゐるのであります。政府の方針としましては、区画及び区長制度の有り方については、母法に示めされた通り、この限り廃止したいが、問題が長

年の慣習から生まれたもので、これを一挙に改廃する事は非常に困難をとまなうので、一応これに替るべき制度の指針をあてているものの、あくまでも可能な近き将来において、本制度を改善してほしいと云う意向の指針をあてているのであります。

私の個人的見解と致しましては、行政区と云うものは、結局2項にうたわれました従来の市町村が単位となるべきものでありまして、その下に更に細分化した末端行政区をもうけ、特に機成区毎に見られる部落首長の性格を得た区長に替るべき制度をそのまま継続することは、市政そのものが直接市民に及ばさない結果からしまして、現在の自治機構にそぐわないものであると考えております。

末端行政区がおのづと明確に分限された、細密行政区のためその限られた地域住民と行政そのものが日常生活の利害得失と直接結びつきまして、地域住民の生活のおゆみが、せばめられて住民の生活にブレーキをかけた結果、課落式の強化をうながされまして村一部民の行為、或は政治爪の増員をうながすのではないかと考えます。従つて總てが部落中心主義となり、ヒクト主義となるおそれがある。部落代表の選出そのもの自体に対しましては非常に判然としないものであります。形式は部落代表でも実際の選出に当りましては、その範囲、質量ともかなりせばめられましておまけに部落或は地域住民の圧力がかかりまして、なかば恣意的な考え方で就任しているものが実状でございます。

それに対する身分保償の規程も全く御座いません。一応任命されたものの所定の任期を終りますと、又自然的に解任されると云う結果になりまして、戦後から現在に至るまで相当の恣意者が出ていと云う事を私し聞いております。

このことは全く個人の人権を無視した選任であり、今後かかる制度下で部落代表の選出がずつと継続出来るか云う点についてはなほだ疑問をもつておるものであります。尚区画そのものは、以前からの末端行政区の制度をそのまま答申したものであり、以前の交通機関及びその機能の未発達段階におきましては、住民の活動が必然的に部落中心になりまして、定められていた關係で半中心の生活様式を得まして、末端行政の有り方の意義もあつたものと思われまますが、既れに20世期の現代においては、高度に発達した交通機関及び機能の確立を見せる現在、特に市昇格に伴う新機構を確立すべき段階に到着している現代において、旧態の制度を存続することは、時代の要求に逆行するものであり、かような制度は日本本土におきましては、もはやどここの県においても存続してないことと云う事を聞いております。本島におきましては、先に申し上げましたように那覇市はかなり以前から、コザ市も7月1日から本問題を執行する段階になつております。

さて、かような社会の習慣において、市に昇格して新たな進を

とげんとする当市が旧態にれんれんと致しまして、進行政革に難
 じゆうたしとすは、今後のありゆる制度前進の抵こうするものと
 思委員たわすは、可能な限り担当制度の採用を希望表明
 したわけです。が、現状においでないが、現行不備と当局の見解
 によつても委員会の報告にありました修正案の結果は
 先にも申したとおり、千載一遇の改革機会を失はないよ
 うに当周の現行の重要事項を未端行政機構を今後充分に
 のり下げていくことを、あちゆる資料を収集し、これを究明して本
 の行政の行くべき道を、恒久的未端行政機構を確立する要
 素をついて、提案に委員会の一部修正案、委員会の一部修正案を
 一部修正案にまとめては、反対意見を表明致しまして恒久
 的制度が確立するまで現状を維持する。

4 香～ 現状をながめて見ると、直ぐ強い行政区を撤廃すると云う事は
 あえて未端行政を国策とする結果にもなりかねない云つた事は
 不安を帯つておられます。それと同時に制度の改革或は改善がな
 れる上においても、公衆館その他地域の社会活動を前提とした地
 地域の区域はなされなければならぬと云うふうにも思ひます。
 行政区を撤廃した場合、4、5年前から行政区の再編を早急
 にやるべきだと云つた事は、世論にもとづいて当局と致しまして
 あちゆる角度から検討して、その世論に答えるべく、今回の行政
 区再編という事は、必要からして、ある一定の期間を合議的
 行政区間の再編によつて行政事務を効果率的に運営して、その
 間に当局もあちゆる資料にもとづいて検討をなし、現機構が不備
 の処は徹底的に検討し、自治法の一部改正された精神にのつとつ
 て、今後はやるべきだと、そこで委員会の1部修正案にわたる未端
 行政の有り方についても当局に対して、資料を提供し、こうある
 べきだと云う報告も申し出てあります。
 委員会の修正案であります。その修正案に更に一部を修正して
 いる本修正案であります。先程の陳情にもありました通り、当
 初の陳情においては、当局の答復に対して行政の区分けに対し真
 向から反対をすんだと云つた事は、つらつらありてありましたが、幹部
 の方々が良く認識して致しまして、1人吾々区域の人が反対をす
 ると云う事を事知るされることではないと云つたおぼしめしを
 もつて、これからはその政治に対して或は行政に対して意よく的
 奮力賛成をしよう、奮力して行くからと云つた盛いを認められた
 場合においては、或程度今後の地域の奮力によつてしか行政は行わ
 れないと云う様な立場に立つわけでありませう。
 そこで委員会の調査の過程におきましてこの議案が提出されて
 ますならば、それを加味して検討を加え、或程度の市民のその説

とげんとする本市が旧態にれんれんと致しまして、進行政革に難じゆうすることは、今後のあらゆる制度前進の抵こうするものと思考いたします。

委員会と致しましては、可能な限り担当官制度の採用を希望表明したわけでございますが、現状において執行不能との当局の見解によりまして、当委員会の報告にありました様な修正案の結果になつているものと私は考えています。

私は先にも申しのべました様に千載一遇の改革目を失はないよう当局の積極的な意よくをもちまして末端行政機構を今後充分にほり下げて検討し、あらゆる資料を収集し、これを究明して本市の行政もににくいを残さぬ様、恒久的末端行政機構を確立する様要望するものでございます。

従つて、原案並びに委員会の一部修正案、委員会の一部修正案を一部修正する案につきましては、反対意見を表明致しまして恒久的制度が確立するまで現状を維持する。

4 番～現状をながめて見た場合に直ぐ勢い行政区を撤廃すると云う事はあえて末端行政を困難させる結果にもなりかねないと云つた様な不安を持つております。それと同時に制度の改革或は改善がなされる上においても公民館その他地域の社会活動を前提とした処の地域の区域はなければならぬと云うふうに思考いたしております。行政区を撤廃した場合、4、5年前から行政区の再編を早急にやるべきだと云つた様な世論にもとづいて当局と致しましてもあらゆる角度から検討して、その世論に答えるべく、今回の行政区の再編だという様な必要からして、ある一定の期間を合理的な行政区画の再編によつて行政事務を効果高率的に運営して、その間に当局もあらゆる資料にもとづいて検討をなし、現機構が不備の処は徹底的に検討し、自治法の一部改正された精神にのつとつて、今後はやるべきだと、そこで委員会の10日間をわたる末端行政の有り方についても当局に対して、資料を提供し、こうあるべきだと云う指針も申し出てあります。

委員会の修正案であります、その修正案に更に一部を修正してある本修正案であります、先程の陳情にもありました通り、当初の陳情においては、当局の施設に対して行政の区分けに対し真向から反対をするんだと云つた様なつもりでありましたが、幹部の方々が良く認識して載きまして、1人吾々区域の人が反対をすると云う様な事はゆるされることではないと云つたおぼしめしをもつて、これからその政治に対して或は行政に対して意よく的な協力態制をしこうと、協力して行くからと云つた経いを認めた場合においては、或程度今後の地域の協力によつてしか行政は行われないと云う様な立場に立つわけでありまして。

そこで委員会の審査の過程におきましてこの新たな陳情が出ておりますならば、それを加味して検討を加え、或程度の住民のその誠

意に対してはむくいる事が出来たんじゃないかと云うふうな事も考えられます。そこで本修正案に対する一部修正案に対して賛成を表明し、そして附帯意見の通り次年度中において根本的な問題として、当局並びに議会も検討を加え、先程反対意見もありました通り、本市の行政機構が確立され、もつとも効果的な行政が執行される様希望を致しまして、本修正案の一部を修正する案に対して賛成するものであります。

議長～暫休憩致します。(午後7時34分)

議長～再開致します。(午後7時39分)

9番～委員会修正案の一部修正案に対し反対致します。

と申し上げますのは、一部の人が区民の代表として、区民の許しもなく、出したり変えたり、或はこれに変わった陳情書をもつて来るといふことはどうかと思う。皆に凶つて陳情を出した以上は皆に凶つてやるのが当然であります。一部の人がこれを提出したにもかかはらず、これを採択して参りましたが、私は反対であります。又この代表者自体が過去にこう云う事があつたからと云う何んで、今後の問題としてこれを努力したと云うことがないと云う点に対しては、あくまでも一部の人の政治であつてはいけなと、この点私は主張するのであります。あくまでも過去において粉争が起らない様努力したけれども、どうしても粉争が予想されると云うことであれば、この点も考慮されると云う点もありますが、只幹部の方々が過去において、粉争を理由として陳情したのに対して、一部の陳情と云う面を反対する。

議長～暫休憩致します。(午後7時40分)

議長～再開致します。(午後7時41分)

議長～外にありませんか、なければ討論を打ち切りたいと思いますが。

(異議なしと呼ぶものあり)

議長～御異議がないものと認め、討論を打切ることに致します。

議長～暫休憩致します。(午後7時43分)

議長～再開致します。(午後7時45分)

議 長～では議決に付します、(中略) 議 長～委員会の一部修正案を一部修正する案に対して賛成の方举手願います、(中略) 議 長～委員会の一部修正案を一部修正する案に対しては、賛成少数に手を否決にまします。

議 長～報告第1号、諮問第5号、支那海軍市行政区画設置規程の決定について討論を求めます。

1 番～委員会の修正案に対しましては、先に私が委員会の一部修正案を一部修正する案に対して討論したとおり反対致します。

4 番～この案件が重要で支那海軍市の行政区の改革と云う重要な案件であるが故に、特別委員会を設置して、充分なる調査をして答申するやう使命を授けられて、10日間と云う期限を要し、尚又2ヶ月余りの調査の期間を要して、あらゆる方面から検討した結果、委員会案として修正案を一部修正してあります。ついでその調査に要し無経費も税金によつてまかなわれたのであると、云う事ではその貴重な経費をかけた、その作り上げたる委員会の報告書でありますので、その報告書そのものもないがしろにしては行かないと云つた趣意を、あくまでも委員会の尊重の経過において、未だ行政機構の有り方について適本的に一致した見解をもつておりません。先程も申し上げた通り、一応その理想的な線に引き上げて行くた趣意は、一筆にやると云う事になりますと、相当な混らんも予想され、尚又行政執行者として相当な懸念が予想されると云う事は、委員会としても認めているので、かかる懸念を少なくし着実な行政運営をなし、恒久的な行政執行の擔持をする上においても、段階をなして進めた方がよいと云う趣意の報告書の内容であります。

議 長～本んで進めた方がよいと云う趣意の報告書の内容であります過去の調査の経過を充分判明してもらひまして、この報告書の通り一応認めて、この報告書に依るとあり、修正案を一部修正して答申することに賛成致します。

19 番～先にも申し上げましたが、委員会案に対して反対であります、と申上げますの故、委員会案を結局は現状維持だと云うことが、はつきり云えると思ひます。

議 長～部省自治と云うもの故、ぜひもうはかける實質的な小さい部省内における社会維持を保つための方便であると解しやすくします。

議 長～従来の方には到底成り立たないやうなところ考へた場合に中央行政が、かかる小さなしゆの組織の上にもたすという事

議長～では表決に付します。

議長～委員会の一部修正案を一部修正する案に対して賛成の方举手願います。

議長～委員会の一部修正案を一部修正する案に対しては、賛成少数につき否決になりました。

議長～報告第1号、諮問第11号、宜野湾市行政区画設置規程の設定について討論を求めます。

1番～委員会の修正案に対しましては、先に私が委員会の一部修正案を一部修正する案に対して討論したとおり反対致します。

4番～この案件が重要で宜野湾市の行政区の改革と云う重要な案件であるが故に、特別委員会を設置して、充分なる審査をして答申するに云う使命を受けまして、10日間と云う日程を要し、尚又2ヶ月余りの調査の期間を要して、あらゆる角度から検討した結果、委員会案としては原案を一部修正してあります。その調査に要した経費も税金によつてまかなわれたのであると、云う事で我々はその貴重な経費をかけて、そして作り上げた委員会の報告書でありますので、その報告書そのものもないがしろにしてはいけなかつた様な立場から、あくまでも委員会の審査の経過においては、末端行政機構の有り方について基本的に全員一致した見解をもつております。先程も申し上げた通り、一応その理想的な線に引き上げて行くためには、一挙にやると云う事になりますと、相当な混らんも予想され、尚又行政執行者として相当な懸念が予想されると云う事は、委員会としても認めているので、かかる懸念を少なくし着実な行政運営をなし、恒久的な行政執行の指針をする上においても、段階をふんで進めた方が良いという様な趣旨の報告書の内容であります。過去の審査の経過を充分御利解してもらいまして、この報告書の通り一応認めて、この報告書にあるとおり、原案を一部修正して答申することに賛成致します。

19番～先にも申し上げましたが、委員会案に対して反対であります。と申し上げますのは、委員会案も結局は現状維持だと云うことが、はつきり云えると思ひます。

部落自治と云うものは、けいもうにおける実質的な小さい部落内における社会維持を保つための方便であると解しやくします。従来の考え方は到底成り立たないんぢないかところ考えた場合に中央行政が、かかる小さなしゅう落の組織の上にもたらすという事

～ではお察しにたすか、

は今日のしゅう審の形の上非常に困難な点があると、こう考えられ
 ねます。ですがおかかる困難を直はさずまず人任が融れるにつれ
 て、ふえても少くはならないだろうと、こう思われる。こう
 云う難な点を考慮してはたして行政の区画であるかどうか、疑問
 を感じつてやまず、従つて今の行政はあくまでも実際に運営される
 制度、いわゆる組織を作るべきであつて、かかる現状の維持に対
 してはあくまでも反対であります。

～新しい方法、模範が生まれる間現状を維持して行く方がもろ論兵
 治定と思つております。

16番～米湖行政の組織の改善と云ふことは、委員会が調査過程の期間、
 その調査過程において充分わかつておきますが、米湖行政の有リ
 方については只今賛成、反対討論にもありました通り、行政その
 ものの存続問題において非常にあいまいな点があつたと云う事
 が云ふると思はれます。しかもこれが非常に身置を問題でありま
 して、従つて委員は深く問題でございまして、委員会において後
 有無の組織を問題と云ふものを、そのままもつて米湖の場合に行政
 行政を行政の立場においての現行組織において、委員会の先づま
 討論意見を幅広く検討せよ、新しい米湖行政の有り方があつ
 べきに思はないか、もつとほり下りてお検討されるより賛成す
 と同時に委員会の一部修正案に対して賛成をするものでありま
 す。

議 長～外にありたいかと、お認めは討論を打ち切りたいと思ひますが、
 (異議なしと呼ぶものあり)

議 長～御異議がなければ、討論を閉切るとに致しますが、賛成に
 付す。

議 長～では委員会の一部修正案に対して賛成の御手紙を下さす。

議 長～賛成多数でありますので、規則第11条、富山県行政区域調整
 規程の案を附して、委員会案のとおり、一部修正して答申す
 ることに致します。

議 長～暫休願致しますが、午後の2時30分

議 長～再開致しますが、午後3時30分

4番～緊急討論を提議致します。……
 から提議案委員の賛成を提議する緊急討論であります。……

は今日のしゅう落の形成上非常に困難な点があると、こう考えられます。ですからかかる困難な点はますます人口が殖えるにつれて、ふえても少なくはならないだらうと、こう思うわれる。こう云う様な点を考慮してはたして行政の区画であるかどうか、疑問に思っています。従つて市の行政はあくまでも実的に運営出来る様な、いわゆる組織を作る感きであつて、かかる現状の維持に対してはあくまでも反対であります。新しい方法、機關が生まれる間現状を維持して行く方がもち論妥当だと思つております。

16番～末端行政の機構の改善と云うことは、委員会の審査過程の期間、その審査過程において充分わかつておりますが、末端行政の有り方については只今賛成、反対討論にもありました通り、行政そのもの自体執行当局において非常にあいまいな点があつたと云う事は云えると思ひます。しかしこれが非常に身近な問題でありまして、直ぐ住民に響く問題でございまして、委員会において検討された担当官制度と云うものを、そのままもつて来た場合に行政にマヒを生ずると云う見解をもつものであります。行政を行う立場においての執行権者においても、委員会の充分な附帯意見を幅広く検討されて、新しい末端行政の有り方がもつとありはしないか。もつと降り下げて御検討されるよう御要望致すと同時に委員会の一部修正案に対して賛成をするものであります

議長～外にありませんか、なければ討論を打ち切りたいと思ひますが。

(異議なしと呼ぶものあり)

議長～御異議がないものと認め、討論を打切ることに致します。表決に付す。

議長～では委員会の一部修正案に対して賛成の方挙手願ひます。

議長～賛成多数でありますので、諮問第11号、宜野湾市行政区画設置規程の設定については、委員会案のとおり、一部修正して答申することに致します。

議長～暫休憩致します。午後8時3分

議長～再開致します。午後8時5分

4番～緊急動議を提出致します。

かん害対策委員会設置を要請する緊急動議であります。理由は何年

来かつてない処の異状かんぱつによつて、琉球全般に深刻な問題として取り上げられ、非常事態におち入っている事は御承知の通りであります。その非常事態に備えて軍当局、政府はもちろん立法院におきましても、何よりも優先してかん管対策を樹立すべきだと云う様な事が打齒されていまして、従いまじで、本市においても早急にその対策を立て最悪に備えるべきであります。よつて当局並びに議会から選任して、その対策委員会を構成し、もつて万全を期したいと思つております。従いまして本問題は緊急を要すると云う意味をもちまして、動議を提出し、皆様方の御賛力をお願い致します。

(賛成と呼ぶものあり)

議 長～只今も各議員よりかん管対策委員会設置方について、動議が提出され、所定の賛成者がありましたので、動議は成立致しました。お諮り致します。目録通知をして審議するかどうか。

(賛成なしと呼ぶものあり)

議 長～御議案がないものと認め、決議案第2号、かん管対策委員会設置要請決議案については、目録第6に追加願います。

議 長～目録第5、報告第3号、本土研修視察報告について、園長の報告を求めます。

一応書記をして朗読せしめます。

19番～御報告申し上げます。安つた3月4日に我々総員7名、本土研修に行つて参りました。

～暑い中を皆様方がわざわざ那覇港まで見送りして頂き、かつ又帰りの際も御出迎えして頂き、一同にかわつて感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

～大体結果は報告書にまとめてありますので、報告書を御覧になつて、お聞きしたい処がありましたら、お答えする考であり、かつ又皆様方の要望でもありまして、是非報告会を開けとの事でも御願いましたら、その要望にお答えしたいと思つております。

一応はこの報告書を読んで頂くことと云うことにして、報告を終ることに致します。

議 長～目録第6、決議案第2号、かん管対策委員会設置要請決議案についてを議程と致します。

来かつてない処の異状かんばつによつて、琉球全般に深刻な問題として取り上げられ、非常事態におち入っている事は御承知の通りであります。その非常事態に備えて軍当局、政府はもちろん立法院におきましても、何よりも優先してかん害対策を樹立すべきだと云う様な線が打出されています。従いまして、本市においても早急にその対策を立て最悪に備えるべきであります。よつて当局並びに議会から選任して、その対策委員会を構成し、もつて万全を期したと思つております。従いまして本問題は緊急を要すると云う意味をもちまして、動議を提出し、皆様方の御協力をお願い致します。

(賛成と呼ぶものあり)

議 長～只今4番議員よりかん害対策委員会設置方について、動議が提出され、所定の賛成者がありましたので、動議は成立致しました。お諮り致します。日程追加をして審議するかどうか。

(異議なしと呼ぶものあり)

議 長～御異議がないものと認め、決議案第2号、かん害対策委員会設置要請決議案については、日程第6に追加願います。

議 長～日程第5、報告第3号、本土研修視察報告について、団長の報告を求めます。

一応書記をして朗読せしめます。

19番～御報告申し上げます。去つた3月4日に我々総員7名、本土研修に行つて参りました。

暑い中を皆様方がわざわざ那覇港まで見送りして載き、かつ又帰の際も御出迎えて載き、一同にかわつて感謝申し上げます。どうもありがとうございます。

大体結果は報告書にまとめてありますので、報告書を御覧になつて、お聞きしたい処がありましたら、お答えする考であり、かつ又皆様方の要望でもありまして、是非報告会を開けとの事でも御座いましたら、その要望にお答えしたいと思つております。

一応はこの報告書を読んで載くと云うことにして、報告を終ることに致します。

議 長～日程第6、決議案第2号、かん害対策委員会設置要請決議案についてを議題と致します。

議 長～提案者の説明説明を求めます。

4 番～説明提出の場合に説明申し上げた通り、報告内容については、御承知かと存じます。この対策委員会の設置等でありまして、当然当局と議会両方からメソバを導きまして、市内において、このかんばつ被害がどの程度あるか、又復讐策も採水されてい
る水道が止るかかわからないので、それに相応の準備対策、それから雨は降つたにしても、このかんばつに依る被害が甚大であると思察されますので、それに対する今後の処置について、総合的な調査をし、それに相応する対策を樹立するとう様な報告内容であります。

相成については、あくまでも当局を中心として議会からも加えて欲しいと思ひます。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～本案に対する質疑、討論省略の申がありますが、省略することに御同意をさせていただきますか。

(異議なしと呼ぶものあり)

議 長～御異議がないものと認め、質疑、討論を省略することに致します。

議 長～では決議案第2号、かんばつ対策委員会設置要請についてを採決に付します。

議 長～原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

議 長～御異議がないものと認め、決議案第2号、かんばつ対策委員会設置要請案についてを原案通り採決決定致します。

議 長～御休憩致します。(午後3時30分)

議 長～再開致します。(午後5時5分)

議 長～以上もちまけて本会議の全日終了致しましたので、第8回宮野市議会臨時会を閉会することに致します。

議 長～お集まりいただき誠に有難うございまして、お引き退き願ひます。御退席を願ひます。(午後5時5分)

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

4 番～動議提出の場合に説明申し上げた通り、趣旨内容については、御承知かと存じます。この対策委員会の設置構成であります。当然当局と議会両方からメンバーを構成しまして、市内において、このかんばつの被害がどの程度あるか、又何陣軍から給水されている水道が止るかかわからないので、それに備える処の準備対策。それから雨は降つたにしても、このかんばつに依る被害が甚大であると想定されますので、それに対する今後の処置について、総合的な調査をし、それに相応する対策を樹立すると云う様な趣旨内容であります。構成については、あくまでも当局を中心として議会からも加えて載きたいと思ひます。

議長～本案に対する質疑を認めます。

議長～本案に対する質疑、討論省略の声がありますが、省略することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

議長～御異議がないものと認め、質疑、討論を省略することに致します

議長～では決議案第2号、かん害対策委員会設置要請についてを表決に付します。

議長～原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

議長～御異議がないものと認め、決議案第2号、かん害対策委員会設置要請方についてを原案通り可決決定致します。

議長～留休憩致します。(午後9時13分)

議長～再開致します。(午後9時15分)

議長～以上もちまして本会議の全日程終了致しましたので、第8回宜野湾市議会臨時会を閉会することに致します。
2日間にわたり慎重なる御審議をして戴きどうも御苦勞様でした閉会(午後9時15分)

上会期の決議は審院の懸案したものであるが、その内容の正確であることを認めるため、ここに署名する。

1963年5月29日

宮野海市議会議員

署名者 署名員 安里安明

署名者 署名員 宮城盛昌

上会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

1963年5月30日

宜野湾市議会議長

議事録署名議員 安里安明

議事録署名議員 宮城誠昌